

宝塚市特定健康診査等実施計画(概要版)

1. 特定健康診査・特定保健指導について

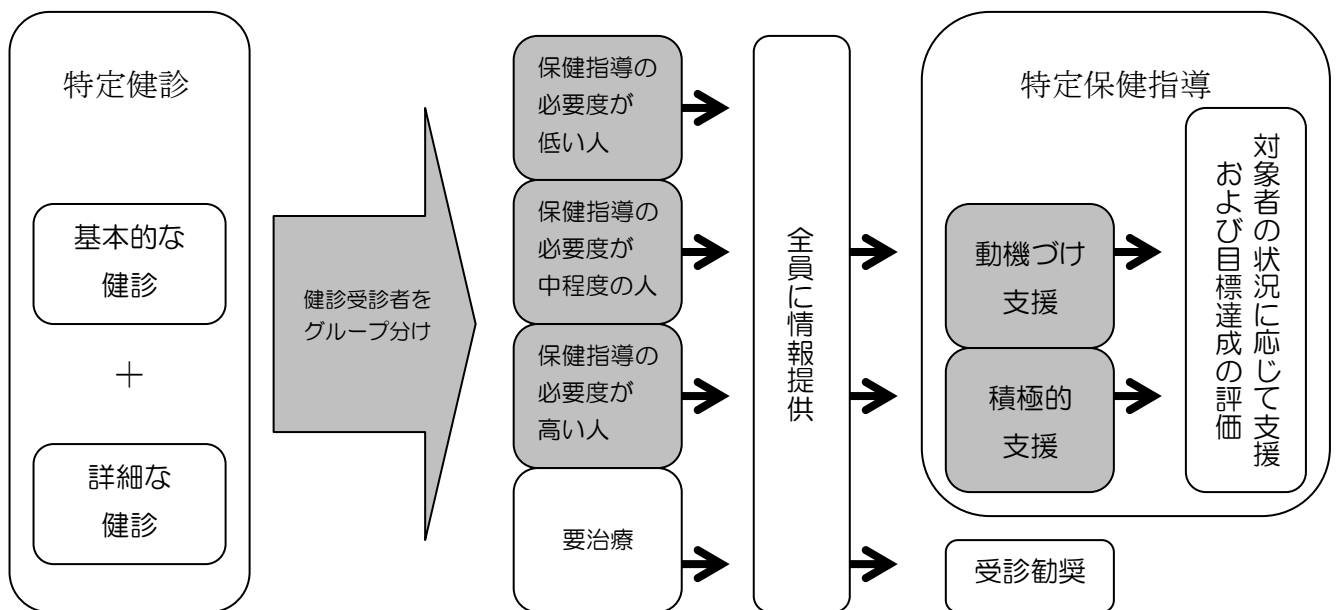
■特定健康診査とは 特定健康診査とは、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。	■特定保健指導とは 特定保健指導とは、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。
--	--

2. 本計画の位置付け

我が国は、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっている。特に、高齢期の生活習慣病に係る医療費は深刻な社会問題であり、生活習慣病予防対策を進めることにより、市民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びを抑制することが当事業の目的である。

本計画は、宝塚市国民健康保険が平成 25 年度から実施する特定健康診査・特定保健指導(以下「特定健診等」という。)を、効率的かつ効果的に実施するため、実施方法に関する基本的な事項、実施及びその成果に係る目標に関する基本的事項を定めるものである。

3. 特定健康診査から特定保健指導の流れ



4. 計画の目標値

目標値の区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定健診受診率	45%	50%	55%	58%	60%
特定保健指導実施率	20%	30%	40%	50%	60%

5. 特定健康診査の実施方法

実施場所	■個別健診:宝塚市医師会加入の実施医療機関 ■集団健診:市立健康センター及び市の公共施設等
実施時期	■個別健診:4月から翌年2月末 ■集団健診:4月から翌年3月初旬
対象者	宝塚市国民健康保険加入者のうち、特定健診の実施年度中に40～75歳となる者を対象者とする。ただし、75歳となる者は誕生日の前日までを対象期間とする。また、妊産婦や刑務所入所中者など一部は対象外となる。
案内の方法	上記対象者に対して、特定健康診査受診券を、四半期に分けて発送する。
結果通知	特定健診の結果は、受診者全員に対して通知する。それと同時に、受診者それぞれの健康状態に合わせた情報提供を行う。
外部委託	■個別健診:宝塚市医師会へ委託 ■集団健診:民間の健診実施機関へ委託

6. 特定保健指導の実施方法

実施場所	宝塚市医師会加入の実施医療機関、市立健康センター及び市の公共施設等
実施時期	原則として、年間を通して実施
対象者	特定健診の結果より、「特定保健指導対象者の選定基準」に基づき、動機づけ支援または積極的支援に該当するものを対象者とする。ただし、質問票により服薬中と判断された者は、対象者から除くこととする。なお、予防効果が多く期待できる層に対して優先的に実施するため、優先基準項目に基づき対象者の選出を行うものとする。
案内の方法	上記対象者に対して、特定保健指導利用券を、年度内に発送する。
実施内容	上記対象者それぞれの保健指導レベルに応じた内容の保健指導を実施する。
外部委託	保健指導の一部を宝塚市医師会へ委託する。

7. 円滑な事業の実施に向けて

個人情報保護	個人情報の取り扱いに関しては「宝塚市個人情報保護条例」を遵守するとともに、特定健診等のデータの保存及び取り扱い等については「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「宝塚市情報セキュリティ規則」を遵守する。また、特定健診等を外部に委託する場合には、個人情報の取り扱い等について個人情報の保護に関する法律をはじめとする関係法令及びガイドラインを理解し遵守するよう契約書に明記し、個人情報の取り扱いの徹底を図る。
外部委託の考え方	利用者の利便性に配慮した健診や保健指導の実施など増加する対象者のニーズを踏まえた対応や効率的・効果的な事業の推進のために、民間の実施機関への委託を行う。また、委託事業者の選定等に当たっては、「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」における健診及び保健指導の実施に関するアウトソーシング基準を遵守する。
計画の公表・周知	■計画の公表:市ホームページで公表する。また、計画の内容に変更が生じた場合は、これを公表する。 ■計画の周知:市広報、市ホームページ、被保険者証の更新時や納税通知書郵送時に同封するパンフレット等により周知を図る。
計画の評価・見直し	■計画の評価:国における最終評価は、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移などで行われることになるが、保険者単位での事業評価については、対象者個人を単位とした「個人」、性別や年齢階層などを単位とした「集団」、事業そのものを対象とした「事業」の側面で行う。 ■計画の見直し:国保部門、衛生部門等の関連部署で構成する「特定健診等評価ワーキンググループ」を設置し、各事業の進捗状況の把握を行うなかで、当事業の達成状況の点検・評価、課題分析や取組み方策等の検討を行うとともに、社会情勢や国・県・近隣自治体の動向に留意しつつ、計画を見直す。なお、事業の点検・評価の結果及び計画の見直しについては、「宝塚市国民健康保険運営協議会」に報告する。